

佐賀市産業振興会館使用料（条例第6条関係）

R5.1.17利用分から適用

室名	時間	午前9時から午後5時まで		午後5時から 午後10時まで	空調使用料 (1時間あたり)
		4時間以内のとき	4時間を超えるととき		
2階中会議室等 (中会議室、小会議室、和室)		1,740円	3,500円	2,180円	100円
大会議室	全室使用	2,200円	4,400円	2,750円	400円
	半室使用	1,100円	2,200円	1,380円	200円
その他（1㎡当たり）		20円	50円	30円	—
<p>① 陳列、物品販売等営利を目的とするもの(以下「展示会等」という。)については、上記使用料の2倍の額とする。</p> <p>② 市外者の利用については、上記使用料の2倍の額とする。ただし、展示会等については、4倍の額とする。</p> <p>③ 各室の空調使用料は、コインタイマーにより使用者が実費相当額を負担する。※領収書は発行できません。</p>					

○使用料が減免できる場合の要件（条例及び規則） ※空調使用料は、減免の対象となりません。

- ① 会館を公用に供するとき(条例第7条第1項)
- ② 市が育成・指導する産業諸団体が使用するとき(規則第6条第1項第1号)
- ③ 市内の公共的団体が住民福祉向上のために利用するとき(規則第6条第1項第2号)
- ④ 市が育成・指導する産業諸団体の構成員またはこれに準ずる者が研修・講習・会議のために利用するとき(規則第6条第1項第3号)

○各施設の利用定員

室名及び面積	利用定員
中会議室 [83㎡]	54名
小会議室 [37㎡]	24名
和室 [39㎡]	20名
大会議室（全室） [208㎡]	126名
〃（半室）	63名